

別表六（三）付表二の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が法第69条第9項（《外国税額の控除》（外国法人が法第144条の2第6項（《外国法人に係る外国税額の控除》において準用する場合を含みます。）の規定又は法第69条第18項若しくは第19項（これらの規定を同条第23項及び第24項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「被合併法人等の控除余裕額1」の欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度の別表六（三）「③」の欄の金額を記載します。
 - (2) 当該法人を分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。5において同じです。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下この記載要領において同じです。）が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。3、5及び6において同じです。）の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日の前の属する事業年度の別表六（三）「③」の欄の金額を記載します。
- 3 「分割法人等の調整国外所得金額2」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額1」の欄の金額に係る事業年度の分割法人等の別表六（二）「16」、別表六（二）付表五「30」若しくは別表六の二「10」の金額又は同欄の金額に係る連結事業年度の令和5年改正前の別表六の二（二）付表「11」の金額を記載します。
- 4 「当該法人の控除余裕額とみなされる金額4」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は((1)× $\frac{(3)}{(2)}$)」を消し、適格分割等が行われた場合には「(1)又は」を消します。
- 5 「被合併法人等の控除限度超過額5」の欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度の別表六（三）「⑥」の欄の金額を記載します。
 - (2) 当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日の前の属する事業年度の別表六（三）「⑥」の欄の金額を記載します。
- 6 「分割法人等の控除対象外国法人税額6」の欄は、「被合併法人等の控除限度超過額5」の欄の金額に係る事業年度の分割法人等の別表六（二）「21」の金額を記載します。
- 7 「当該法人の控除限度超過額とみなされる金額8」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は((5)× $\frac{(7)}{(6)}$)」を消し、適格分割等が行われた場合には「(5)又は」を消します。